

## 公益財団法人大和市国際化協会友好都市交流事業助成金交付規程

2012年 規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大和市国際化協会(以下「協会」という。)の友好都市交流事業に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる各号の用語の意義は、当該各号に規定するところによる。

(1) 友好都市 大和市と友好都市を締結した大韓民国京畿道光明市をいう

(2) 市民団体 大和市に在住する5人以上の市民で構成する団体で、国際化の推進を目的に継続して活動し、または新たに活動する意思のあるものをいう

(3) 交流事業 友好都市を訪問する、若しくは訪問団を受け入れる活動をいう

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、当該年度に、大和市が施行する大和市国際交流事業補助金の交付を受けた事業とする。

2 協会の他の助成を受けている事業は、前項の規定にかかわらず、この対象とならない。

(助成の対象経費及び助成金の額)

第4条 助成事業に対する助成金の額は、大和市が施行する大和市国際交流事業補助金交付額の2分の1に相当する額とし、予算の範囲において交付する。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする市民団体は、友好都市交流事業助成金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 大和市国際交流事業補助金交付決定通知書(写し)

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、予算の範囲内においてその助成の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定により助成を決定したときは、友好都市交流事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(助成金の請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、友好都市交流事業助成金交付請求書(第4号様式)を理事長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に助成金

を交付するものとする。

( 助成事業の変更等 )

第 8 条 交付団体は、助成事業の内容を変更し又は中止しようとするときは、速やかに友好都市交流事業助成金交付変更（中止）申請書（第 5 号様式）に、次の書類を添えて理事長に提出し承認を得なければならない。

( 1 ) 事業変更計画書（第 6 号様式）

( 2 ) 大和市国際交流事業補助金交付変更通知書（写し）

( 実績報告 )

第 9 条 交付団体は、助成事業終了後速やかに友好都市交流事業実績報告書（第 7 号様式）に、次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

( 1 ) 事業収支計算書（第 8 号様式）

( 2 ) 支出を証明する書類のうち理事長が必要と認めるもの

( 助成金の返還 )

第 10 条 理事長は、交付団体が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付を取り消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

( 1 ) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

( 2 ) 助成金を他の目的に使用したとき

( 3 ) 第 8 条の規定に基づく助成事業の変更等があった場合

( 4 ) この規程に定められた義務を履行しないとき

( 委任 )

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

( 改廃 )

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 ( 2 0 1 2 年 規程第 3 3 号 )

( 施行期日 )

- 1 この規程は、公益財団法人大和市国際化協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人大和市国際化協会大和市友好都市交流事業に対する助成金交付に関する要綱（2011年要綱）は、廃止する。